

防災危機対応力強化担当

港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）の改定について

新型コロナウイルス感染症対応で得られた課題や知見を踏まえ、令和 6 年 7 月に国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を、令和 7 年 5 月に東京都が「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」をそれぞれ改定したことを受け、区では「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「区行動計画」といいます。）の改定を進めており、「港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）」（以下「BCP」といいます。）についても、その内容を踏まえ改定します。

1 背景

区は、区行動計画における応急業務（感染防止対策や経済対策等の新たに発生する業務）等に要する人員を考慮し、感染症有事に優先して行う業務を定め、限られた人員の中で区民サービスの継続を図ることを目的とした、BCP を策定しています（平成 22 年 3 月策定、平成 25 年 3 月一部改定）。

区行動計画の改定に伴い、新たな応急業務に対応する業務体制を構築する必要があることから、BCP を改定する必要があります。

なお、区行動計画については、令和 8 年 6 月 10 日開催の保健福祉常任委員会においてパブリックコメントで素案に寄せられた意見に対する区の考え方を報告し、現在、改定に係る所要の手続きを進めています。

2 区行動計画の主な改定点

改定後の区行動計画では、感染症の発生段階をこれまでの 6 段階から 3 段階（準備期、初動期及び対応期）に再編するとともに、対策項目を 7 項目から 13 項目に拡充し、感染の長期化や複数の感染拡大の波への対応、ワクチン・治療薬の実用化に応じた対策の切替えを明確化する予定です。

【区行動計画の主な改定点】

	改定後	改定前
発生段階	準備期／初動期／対応期	未発生期／海外発生期／国内発生早期（都内未発生期）／都内発生早期／都内感染期／小康期
対策項目	①実施体制／②情報収集・分析／③サーベイランス／④情報提供・共有、リスクコミュニケーション／⑤水際対策／⑥まん延防止／⑦ワクチン／⑧医療／⑨治療薬・治療法／⑩検査／⑪保健／⑫物資／⑬区民生活及び地域経済の安定の確保	（総論）国・都・区等の役割／①サーベイランス・情報収集／②情報提供・共有／③区民相談／④感染拡大防止／⑤予防接種／⑥医療／⑦区民生活及び経済活動の安定の確保

3 BCPの改定方針

BCPは以下の3つの方針のもと改定します。

(1) コロナ禍の経験を踏まえた今日性の高い計画への刷新

コロナ禍において得られた感染対策や業務継続に関する様々な知見・経験を踏まえ、部門間の応援体制や適切な職員配置など、次なる感染症危機に備えた実効性の高い業務継続体制へ刷新します。

(2) 感染対策の充実と業務継続体制の整備に向けたDXの一層の活用

デジタル技術の進展やコロナ禍でのDX推進を踏まえ、テレワークやオンライン会議、デジタル技術を活用した情報発信等を推進することで、感染症対策と行政サービスの継続を両立し、効率的で持続可能な行政運営を実現します。

(3) 庁内一丸となった感染対策と業務継続体制の確立

感染症有事には、職員の4割が欠勤することが想定される中、必要人員の精査や適切な職員配置、部門間の応援体制の構築により、行政サービスを継続しながら全庁一丸となって感染症危機に対応できる体制を整備します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月 港区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

令和9年3月 防災・危機管理等安全対策特別委員会へ報告

港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）の改定